

◎劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

律
(平成二四年六月二七日法律第四九号(参))

一、提案理由(平成二四年六月二五日・参議院本会議)

○野上浩太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会を代表して、提案の趣旨及び主な内容を御説明申し上げます。

本法律案は、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するものであります。

以下、本法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、劇場、音楽堂等の関係者並びに国及び地方公共団体の役割を明らかにし、これらの関係者等は相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとともに、国及び地方公共団体は必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとするとしております。

第二に、基本的施策として、国際的に高い水準の実演芸術の振興等、国際的な交流の促進、地域における実演芸術の振興、人材の養成及び確保等、国民の関心と理解の増進並びに学校教育との連携について必要な施策を講ずるものとするとしております。

第三に、文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができることとしております。

以上が本法律案の趣旨及び主な内容であります。

なお、本法律案は文教科学委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院文部科学委員長報告(平成二四年六月二一日)

○石毛鍈子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、文化芸術振興基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図るため、劇場、音楽堂等の関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本的施策等を定め、もって心豊

かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、劇場、音楽堂等の関係者並びに国及び地方公共団体の役割を明らかにし、これらの関係者等が連携協力に努めるとともに、国及び地方公共団体は、必要な助言、情報提供、財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする事、

第二に、基本的施策として、実演芸術の振興、人材の養成、国民の関心と理解の増進、学校教育との連携等について必要な施策を講ずるものとする事、

第三に、文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、または運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取り組みに関する指針を定めることができる事、

などあります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る六月十五日本委員会に付託され、昨日、野上参議院文教科学委員長から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

(注) 参議院においては、委員会の審査は省略された。

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律